

道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見

平成 20 年 9 月 16 日
地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進委員会は、本年 5 月 28 日に第 1 次勧告を行い、直轄国道及び一級河川の直轄区間の都道府県への移管について提言した。これを受け、6 月 20 日には、政府の地方分権改革推進本部で「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」が決定され、移管は政府方針となった。個別の移管対象道路・河川については、「地方自治体との調整を行った上で、第 2 次勧告までに具体案を得る」（第 1 次勧告。推進要綱も同旨）こととされている。

現在、これに向けて、国土交通省と全国知事会との間で道路・河川の権限移譲に関する意見交換が行われており、この中で、全国知事会は、政府に対し、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を示すよう求めている。

当委員会は、国土交通省と全国知事会とのこうした意見交換が円滑に進むよう、道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関して、地方分権改革推進法第 10 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣に対して次の意見を述べる。

政府においては、この意見を尊重し、適切に対処されるよう要請する。また、これを踏まえ、関係地方自治体には、道路・河川の移管に向けて積極的な姿勢を示すことを期待する。

1 基本的な考え方

地方自治体に事務・権限を移譲するにあたっては、それに見合う財源や人員を移すことが基本である。国が管理する道路・河川の地方への移管に伴い地方自治体に移る事務・権限に係る経費については、その全額を当該地方自治体の財源として移譲することを原則とする。

道路・河川の地方への移管にあたっては、一般国道又は一級河川の位置付けを変えずに移管し、地方移管に伴い管理の水準を落とすべきではない。国の管理から地方自治体の管理に移行しても、道路・河川の現況や利用状態に変化はなく、整備・維持管理に要する事業費は直ちに変わるものではない。

政府は、移管を受ける地方自治体ごとに、必要となる経費の額が適確に措置されるようにすべきである。なお、国及び地方を通じた行政の簡素効率化を推進することは当然であり、財源の移譲を受けた地方自治体は、その効率的な執行に努める必要がある。

2 措置の内容

地方分権の観点からは、地方自治体への財政上の措置は、最終的に税源移譲と地方交付税によることが基本であると考えられる。しかしながら、今回の道路・河川の個別具体の移管を積極的に推進するとともに、道路・河川の移管によって国から地方への財政負担の転嫁が生じるのではないかと地方側の懸念を払拭することが重要である。

このため、道路・河川の移管を受けた地方自治体に必要な財源が確保されるよう、当面、今までの国直轄事業を国庫交付金事業として地方自治体が執行することとし、国直轄事業と同じ国費率（整備 2/3、維持管理 5.5/10）の「交付金」を創設する方向で検討すべきである。その際、関係地方自治体の意見を聞きつつ、適切な方法を検討すべきである。

また、道路・河川の移管に伴う人員の確保については、事業費の議論と区別し、必要な人員のみの移行を図るべきである。なお、人員の移行等にあたっては、その円滑な実施をはかるため必要となる制度的措置（退職金の負担、身分取扱い、給与を含む処遇上の取扱い等）について、関係地方自治体の意見を聞きつつ、十分な検討が行われるべきである。